

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 10 月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700295 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700203 号

第1 結論

請求者のA市B局C課における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 14 年 8 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日に訂正し、平成 14 年 9 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額を 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 14 年 8 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 14 年 8 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 8 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日まで

A市立保育所でD職として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA市B局C課に係る厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録によると平成 15 年 10 月 8 日付けで、平成 14 年 8 月 2 日に遡って資格喪失していることが確認できるが、現在、A市の保育所等整備・運営支援等を所管するA市E局は、請求期間に係る届書等は保存年限経過のため保有していない旨回答している。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A市E局から提出された請求者に係る在職期間証明書及び嘱託員システムの該当者のページにより、請求者は、請求期間にA市立D職として勤務していたことが確認できる。

A市E局から提出されたA市立D職就業要綱、請求者から提出された預金取引明細表並びに請求期間にD職であった旨回答のあった複数の同僚及び請求者が請求期間当時D職であったと記憶する複数の同僚のA市B局C課に係る厚生年金保険の被保険者記録並びにそのうちの一人から提出された給与に係る資料から判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、平成 14 年 9 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額については、請求者に係る平成 14 年 8 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格取得時の記録、上記預金取引明細表及び上記複数の同僚に係る厚生年金保険の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 14 年 8 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間について、平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。